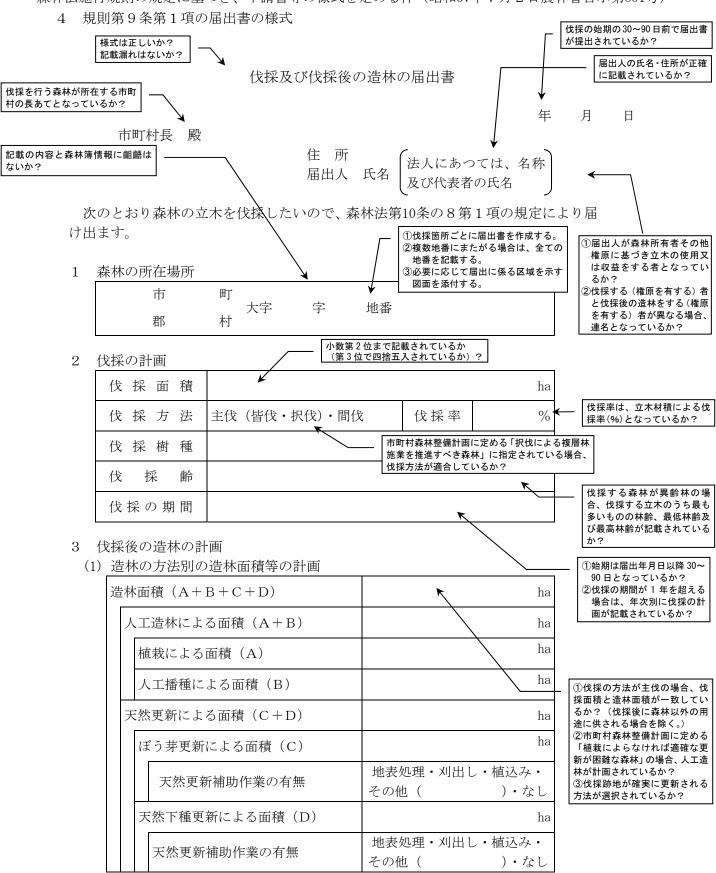
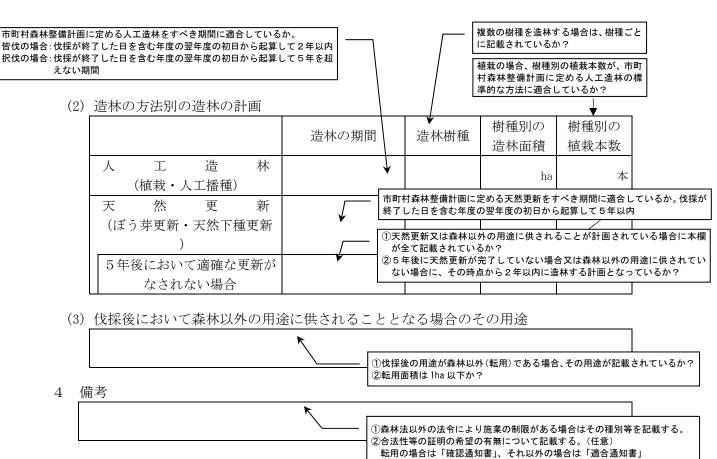
1 届出書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件(昭和37年7月2日農林省告示第851号)





注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採をする者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出す る場合にあつては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出す ること。
- 3
- 森林の所在場所ごとに記載すること。 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞま つ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載する
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による 6 伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多 いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを 「(〇~〇)」のように記載すること。
- 8 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載するこ
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用 途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。 10 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新
- が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 11 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込 みなどの作業の種類を記載すること
- 12 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する 樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 13 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場 合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場 合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含 む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載す ること。
- 15 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後 5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載 すること。